

平成 31 年 2 月 22 日

狛江市長  
松 原 俊 雄 様

狛江市民憲章見直し検討委員会  
委員長 石 黒 健 司

「狛江市民憲章の見直し」に関する素案の報告

市民憲章を制定してから 40 年が経過し、市民憲章になじみのない市民も多くなって  
おります。市民のためのものである市民憲章が、市民にとってより狛江に誇りと親しみ  
を持てるものとなるよう見直しを検討することとし、平成 27 年度行政提案型市民協働  
事業として採択されました。

以降、計 14 回にわたり検討委員会を開催し、他自治体へのアンケート、小中学生を  
含む市民へのアンケート、アドバイザーの校正等をもって検討を重ねた結果、別紙のと  
おり素案としてまとめましたので、報告いたします。

狛江市民憲章見直し検討委員会

役職	氏名
委員長	石黒 健司
副委員長	愛甲 悦子
委員	雨宮 法男
	新井 久代
	和泉 望
	児崎 豊満
	細谷 明美
	前川 省子

## 新しい市民憲章素案 案文および解説（案）

昭和 50 年 10 月 1 日に制定された市民憲章は、その後 40 年以上経過し、新しい転入者も増えていることなどから、市民憲章になじみのない市民も増えてきました。市民のためのものである市民憲章が、より狛江に誇りと親しみを持てるものとなるよう、平成 27 年度より市民によって構成された狛江市民憲章見直し検討委員会と市が協働で検討を始めました。

新しい市民憲章の検討にあたり、市民憲章の認知度や狛江市の将来像等についてのアンケートの実施、また、文案の公募を行い、新しい市民憲章文を考える材料としました。

この市民憲章は、狛江市民の心のよりどころであり、狛江市の目指す姿を対外的に示すものでもあります。狛江が皆のふるさととして愛され続けるまちになるよう、今後永く市民憲章を唱和し、「狛江に住んでよかった」と思えるまちをつくっていきましょう。

いつまでも、このまちで暮らしたい。

ふるさととしてみんなに愛されるまちを目指します。

- 一 みんながふれ合い支え合うやさしいまち
- 一 多摩川と野川に囲まれた豊かな自然があふれるまち
- 一 明るい歌声が響き文化を大切にするまち
- 一 健やかな心とからだが育つまち
- 一 万葉の歴史を未来の夢へつなぐまち

いつまでも、このまちで暮らしたい。

ふるさととしてみんなに愛されるまちを目指します。

（解説）「いつまでも、このまちで暮らしたい。」という文には、狛江で育った子どもたちが、大人になっても狛江で暮らしたいと思えるようなまちにしていきたいという思いが込められています。また、市民憲章の出だしの文として印象的な表現を使っています。

「ふるさととしてみんなに愛されるまち」には、新しく狛江に来る人や、狛江を離れた人にとっても懐かしく、愛すべきふるさととして心に残るようなまちをつくってきたいという思いが込められています。

以下に続く5つのようなまちを、みんなで目指していきます。

### 一 みんながふれ合い支え合うやさしいまち（絆）

（解説）「みんな」は、狛江に縁のあるすべての人を指します。「ふれ合い支え合うやさしいまち」は、小さなまちならではの特徴を活かし、人とのふれあいを大切にしたい、人と人との絆が感じられるまち。そして、お互いが思いやりを持って気持ちよく暮らすことができるやさしいまちにしたいという思いが込められています。

一 多摩川と野川に囲まれた豊かな自然があふれるまち (自然)

(解説) 狛江市は多摩川と野川に囲まれており、市内には泉龍寺や弁財天池特別緑地保全地区、伊豆美神社など自然豊かな環境が残っています。これからも豊かな自然を守っていくとともに、自然に親しみ、人と自然が共存するまちにしたいという意味が込められています。

一 明るい歌声が響き文化を大切にするまち (平和・文化)

(解説) 「明るい歌声が響く」まちは、平和なまち、安全なまちを表しています。また、音楽や歌声が聴こえる文化的なまちという意味もあり、多様な文化が生まれ、大切にするまちを目指したいという思いが込められています。

一 健やかな心とからだが育つまち (健康)

(解説) みんながいつまでも健康な心とからだを持ち続け、充実した生活を送ることができるまちにしていきたいという思いが込められています。

一 万葉の歴史を未来の夢へつなぐまち (歴史・未来)

(解説) 「万葉」には、たくさんの木の葉、多くの時代といった意味があり、「万葉の歴史」という表現は、これまで続いてきた歴史を表しています。狛江には、狛江百塚と呼ばれる古墳群や万葉歌碑といった古くからの歴史が残っており、これらの歴史を学び、守り、夢のある未来へとつないでいきたいという思いが込められています。

1. 件名	狛江市民憲章の素案に対するパブリックコメント
2. 目的	既存の市民憲章を見直し、新しく制定するため
3. 対象者	(1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に存する学校に在学する者 (3) 市内に事務所又は事業所を有する者 (4) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
4. 実施期間	平成 31 年 3 月 15 日～平成 31 年 4 月 15 日
5. 提出方法	(1) 政策室への書面による提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送信 (4) 電子メールによる送信 (5) 狛江市公式ホームページ専用フォームによる送信
6. 意見の他に提出が必要な事項	(1) 住所 (2) 氏名 (3) 3 (2) に該当する者は、在学する学校名 (4) 3 (3) 又は (4) に該当する者は、事務所又は事業所の名称及び住所
7. 市民説明会の日程・場所	第 1 回 平成 31 年 3 月 23 日 (土) 午前 10 時～ 場所：防災センター 3 階会議室 第 2 回 平成 31 年 3 月 27 日 (水) 午後 7 時～ 場所：特別会議室
8. 特記事項	当パブリックコメントの他、平成 31 年 4 月 7 日の桜まつりにてアンケートを実施し、それらの結果を合わせて素案の修正を検討します。